

生活保護（生業扶助）世帯、非課税世帯の方へ

平成26年度入学生より

奨学のための給付金制度が始まります（返還は不要です）

1. 制度の概要

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、市町村民税所得割額の非課税世帯の生徒に対して、奨学のための給付金を支給します。

2. 給付要件

7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

- 非課税世帯、高等学校等就学支援金の受給権者であること。（特別支援学校高等部生徒を除く）
- 保護者、親権者等が茨城県内に在住していること。
（県内の高校に在学する生徒で、保護者が県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。）
- 平成26年度以降の入学者であること。

3. 1人あたり給付額（年額）

区分	国公立	
	通信制以外	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300 円	支給対象外
第1子の高校生等がいる世帯 （生活保護受給世帯を除く）	37,400 円	27,800 円
7月1日現在 15歳以上 23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯（生活保護受給世帯を除く）	129,700 円	36,500 円

4. 支給の時期

平成26年10月（予定）

5. 申請方法

7月10日までに必要書類を学校へ提出してください。

○問い合わせ先：各県立高校事務室 【電話】
又は茨城県教育庁財務課財務担当【029-301-5164】

6. 必要書類

Q1 生活保護（生業扶助）を受けていますか？

はい→生活保護（生業扶助）世帯として申請してください。

必要な書類 ①「公立高等学校等奨学給付金受給申請書」

②「生活保護受給証明書」（就学支援金申請分とあわせて1枚用意してください。）

③「口座振替依頼書」

④「在学証明書」（保護者が県外に在住している場合）

いいえ→Q2に進む。

Q2 市町村民税所得割額が非課税の世帯（父母どちらも非課税）ですか？

はい→非課税世帯として申請してください。Q3に進む。

いいえ→就学のための給付金は対象外となります。

※「住民税（非）課税証明書」取得前に父母どちらもが非課税かどうか確認したい場合は、お住まいの市町村役場の市町村民税課窓口へお問い合わせ下さい。

Q3 非課税世帯であり、7月1日現在で23歳未満の扶養されている兄・姉がいますか？

はい→第2子以降の高校生がいる非課税世帯として申請してください。

必要な書類 ①「公立高等学校等奨学給付金受給申請書」

②「住民税(非)課税証明書」（保護者全員分が必要になります。就学支援金の申請で提出している場合は不要です。）

③「健康保険証の写し」23歳未満の扶養者の確認に必要になります。

④「口座振替依頼書」

⑤「在学証明書」（保護者が県外に在住している場合）

いいえ→第1子の高校生がいる非課税世帯として申請してください。

必要な書類 ①「公立高等学校等奨学給付金受給申請書」

②「住民税(非)課税証明書」（保護者全員分が必要になります。就学支援金の申請で提出している場合は不要です。）

③「口座振替依頼書」

④「在学証明書」（保護者が県外に在住している場合）

お問い合わせ先：各県立高校事務室

【電話】

又は茨城県教育庁財務課財務担当【029-301-5164】

平日 9:00~17:00